

【当センターを利用される患者さま・ご家族の方へ】

マイナンバー受付（オンライン資格確認）を開始します。

当センターでは令和5年8月1日（火）よりマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことが可能なオンライン資格確認システムの運用を開始いたします。マイナンバーカードのご利用を希望される患者さま・ご家族の方は当センター1階窓口にお申し出ください。

※自治体独自の医療費助成証等については対応していませんので、必ずご持参ください。

※詳細は下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

[マイナポータル（デジタル庁・総務省・厚生労働省）](#)

令和5年7月19日（水）  
岡山療護センター

**マイナ受付**  
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 1 ① **より良い医療が可能に!**  
初めての医療機関等でも、医療機関の問診帳や処方箋、今までの診察の履歴が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
- POINT 2 ② **手続きした医療費以上の一時的な支払が不要に!**  
従来の医療費助成制度だけでなく、高額療養費制度における医療費を減らすも負担が軽減されます。

このステッカーが目印!

**マイナ受付**

事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは [マイナポータル](#)

利用申込受付中!

**マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!**

デジタル庁 総務省 厚生労働省

医療機関や薬局の受付で  
**マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!**

カードの顔写真を顔認証で確認します。顔写真は顔面に保存されません。

**どないいいことがあるの?**

- より良い医療が可能に!  
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!
- 自身の健康管理に役立つ!  
マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!
- オンラインで医療費控除がより簡単に!  
マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!

手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!  
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!

健康保険証としてずっと使える!  
就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

※マイナンバーカードの顔写真登録には、上記3つの「電子証明」をすべて、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の番号）を読み取る必要があります。また、二枚目の顔写真がマイナポータルに届けなくてはなりません。医療費の控除申請が完了するまで利用できません。

マイナポータル